

江戸川区人事行政の運営等の状況

I 職員の任免および職員数に関する状況（23年度）

1 採用の状況

区分	事務	土木造園	建築	機械	電気	衛生監視	歯科衛生士	保健師	合計
I 類	47人	4人	7人	1人	—	4人	—	5人	68人
II 類	—	—	—	—	—	—	1人	—	1人
III 類	30人	—	—	—	—	—	—	—	30人
経験者	21人	5人	3人	1人	2人	—	—	—	32人
合計	98人	9人	10人	2人	2人	4人	1人	5人	131人

2 退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
92人	24人	20人（4人）	136人（4人）

（注）（ ）は死亡退職数で内書きです。

3 昇任選考の状況

(1) 総括係長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成24年3月末日現在、4級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率
196人	20人	10.2%

(2) 係長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成24年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	筆記、勤務評定、面接

長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成 24 年 3 月末日現在、2 級職以上の職の在職期間が 15 年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が 7 年以上の、年齢 50 歳以上 58 歳未満の者	自己申告、勤務 評定
別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師	

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,021 人	149 人	145 人	97.3%	41 人	28.3%

(3) 主任主事昇任選考

① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成 24 年 3 月末日現在、2 級職に 4 年以上在職し、年齢 50 歳未満の者	勤務評定、筆記
長期 A	別表の職種の職務に従事する者で、平成 24 年 3 月末日現在、2 級職に 12 年以上在職し、年齢 37 歳以上 56 歳未満の者	勤務評定
長期 B	別表の職種の職務に従事する者で、平成 24 年 3 月末日現在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 52 歳以上の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
426 人	307 人	298 人	97.1%	67 人	22.5%

(4) 統括技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 24 年 3 月末日現在、技能長の職に 3 年以上在職し、年齢が 42 歳以上 58 歳未満の者	勤務評定

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	--

② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率
12 人	2 人	16.7%

(5) 技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 24 年 3 月末日現在、技能主任の職に 4 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、筆記、面接

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
46 人	14 人	14 人	100.0%	6 人	42.9%

(6) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 24 年 3 月末日現在、1 級職に 17 年以上在職し、年齢 36 歳以上 58 歳未満とする。	勤務評定、筆記、面接

※ただし、技能Ⅴ・Ⅵについては、年齢の下限は適用しない。

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
418 人	273 人	273 人	100.0%	58 人	21.2%

(7) 2 級職昇任選考

① 選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する 1 級職の職員で、平成 24 年 3 月末日現在、次の表の区分による 1 級職の在職年数を満たす者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、 医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、 保健師、看護師
----	---

資格の基礎となる採用区分	1 級職の在職年数	
I 類	1 年以上	
II 類	短大 3 卒	2 年以上
	短大 2 卒	3 年以上
III 類	高等学校卒業後 1 年間の養成施設等を修了した者	4 年以上
	その他	5 年以上

② 実施状況

有資格者数	合格者数
80人	80人

4 組織別職員数（各年4月1日現在、単位＝人）

	24年度		23年度		増減数	
経営企画部	65	(4)	69	(2)	▲4	(2)
危機管理室	16	(1)	0	(0)	16	(1)
総務部	241	(13)	241	(10)	0	(3)
都市開発部	166	(5)	161	(10)	5	(▲5)
環境部	284	(28)	287	(37)	▲3	(▲9)
文化共育部	109	(11)	105	(13)	4	(▲2)
生活振興部	396	(10)	394	(9)	2	(1)
福祉部	442	(19)	429	(25)	13	(▲6)
子ども家庭部	849	(29)	861	(38)	▲12	(▲9)
健康部	284	(10)	281	(11)	3	(▲1)
土木部	239	(22)	253	(22)	▲14	
会計室	16		17		▲1	
教育委員会事務局	605	(50)	627	(57)	▲22	(▲7)
監査委員事務局	7		7		0	
選挙管理委員会事務局	10		10		0	
区議会事務局	15		15		0	
合計	3,744	(202)	3,757	(234)	▲13	(▲32)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり「地方公共団体定員管理調査」における報告数値です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の人数で、職員数に含まれていません。

5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりです。

職 種		転入者数	転出者数
管理職	医師	0人	1人

Ⅱ 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算、単位＝千円)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 22年度の 人件費率
23年度	653,392人 (24年4月1日現在)	224,085,230	10,808,854	35,943,482	16.0%	16.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

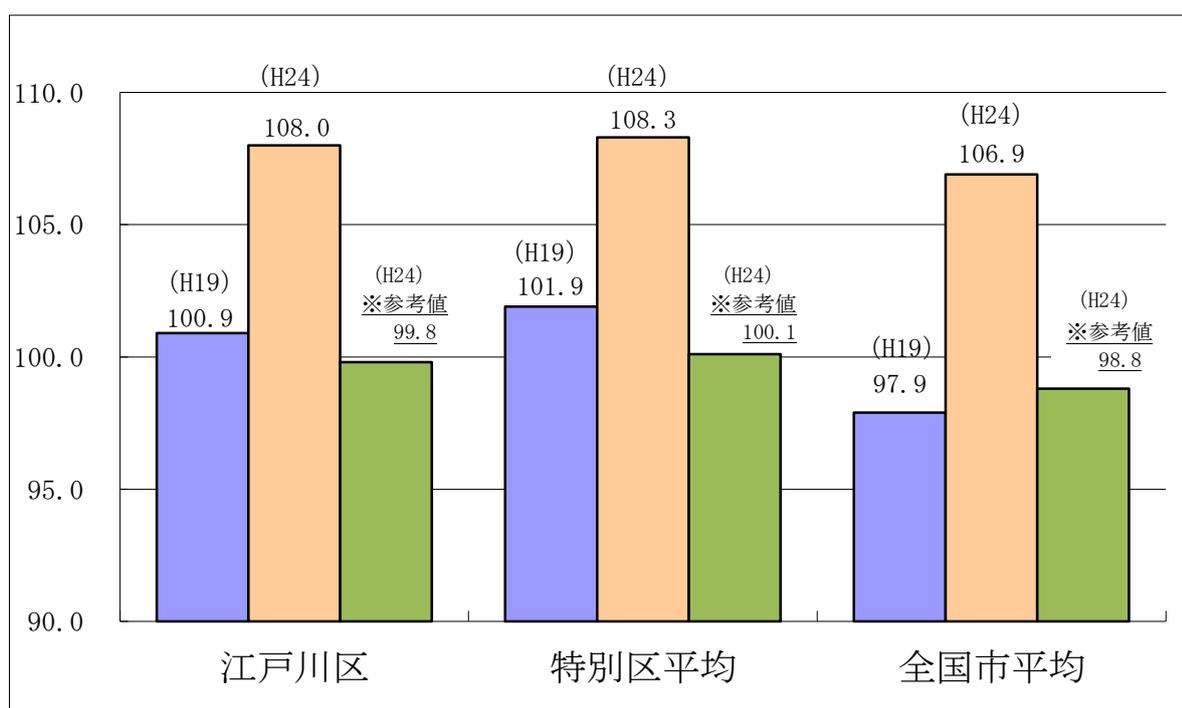
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算、単位＝千円)

区 分	職員数 (A)	給与費				一人当たりの 給与費 (B/A)	(参考)特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
23年度	3,589人 (234)	13,407,962	4,736,479	5,414,255	23,558,696	6,564	7,082

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は「地方公務員給与実態調査」による平成23年4月1日現在の人数であり、
()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
24年度	411,604円	412,387円	▲783円 (▲0.19%)	▲0.19%	▲0.19%	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の支給 月数 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
24年度	3.95月	3.95月	0.00月	—	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	138,400	166,100	195,800	220,400	229,500	257,000	285,100	338,600
最高号給の 給料月額	306,500	340,700	371,800	413,000	435,300	448,900	462,400	520,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	42.9歳	325,783円	443,092円	398,838円
東京都	42.3歳	328,251円	460,587円	409,876円
国	42.8歳	304,944 (329,917)円	—	372,906 (401,789)円
特別区	42.9歳	329,450円	451,597円	408,278円

(注) 「一般行政職」とは、一般事務・社会教育の事務系、保育士・児童指導などの福祉系および土木・建築などの一般技術系の職務に従事する職員です。

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
江戸川区	48.6歳	735人	294,605円	392,146円	365,416円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.3歳	112人	286,048円	356,522円	349,843円	調理師	40.3歳	285,600円	1.25
うち自動車運転手	51.3歳	4人	320,025円	409,625円	401,999円	自家用乗用自動車運転者	55.1歳	308,800円	1.33
うち守衛	62.0歳	1人	225,000円	275,220円	265,500円	守衛	54.5歳	305,100円	0.90
うち清掃職員	45.4歳	221人	306,290円	447,627円	388,247円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,200円	1.55
うち用務員	49.6歳	250人	283,492円	356,467円	348,142円	用務員	53.5歳	206,600円	1.73
東京都	47.3歳	1,681人	301,846円	412,232円	376,425円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円(285,030)	—	307,506円(323,181)	—	—	—	—
特別区	48.8歳	390人	306,720円	412,310円	380,797円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
江戸川区	—	—	—
うち学校給食員	5,613,585円	3,762,300円	1.49
うち自動車運転手	6,472,535円	4,232,900円	1.53
うち守衛	3,882,079円	4,341,300円	0.89
うち清掃職員	6,860,304円	3,989,200円	1.72
うち用務員	5,599,591円	2,861,400円	1.96

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成21年～平成23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	48.0歳	383,351円	508,625円
東京都	41.4歳	348,997円	447,381円
特別区	38.0歳	325,158円	421,784円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分		江戸川区	東京都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	181,200 円	181,200 円	I 種 172,557 (181,200) 円 II 種 163,987 (172,200) 円
	III 類 (高校卒程度)	143,000 円	142,700 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	—	134,900 円	137,200 円	—
教育職	大学卒	193,000 円	195,600 円	—
	短大卒	175,700 円	178,100 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

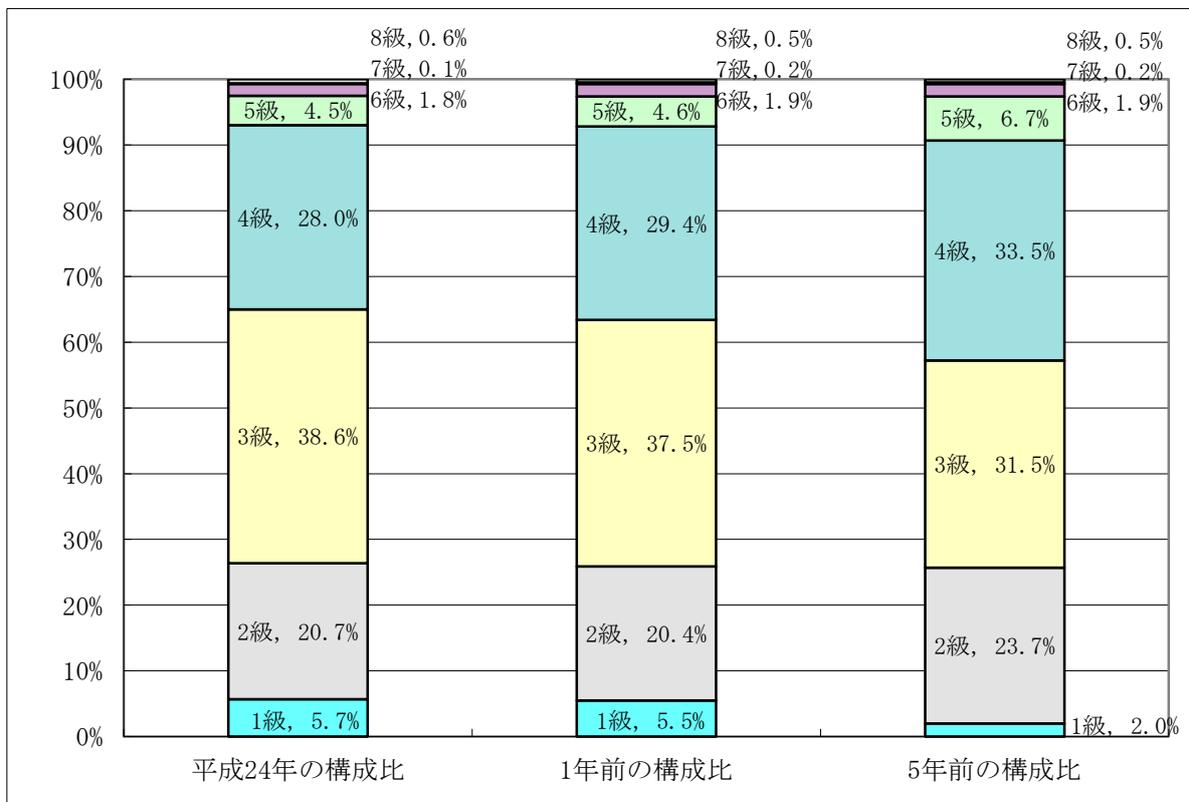
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	270,795 円	314,358 円	365,927 円
	高校卒	230,771 円	266,525 円	310,111 円
技能労務職	高校卒	—	265,100 円	281,896 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部 長	15 人	0.6%
7 級	統 括 課 長	4 人	0.1%
6 級	課 長	50 人	1.8%
5 級	総 括 係 長	121 人	4.5%
4 級	係 長	760 人	28.0%
3 級	主 任 主 事	1,045 人	38.6%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職務	562 人	20.7%
1 級	2 級から 8 級までの区分に属さない職務	153 人	5.7%

- (注) 1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分		合 計
23 年 度	職 員 数 (A)	3,339 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	665 人
	比 率 (B / A)	19.9%
22 年 度	職 員 数 (A)	3,349 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	680 人
	比 率 (B / A)	20.3%

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,526千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,635千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務実績の評定の実施状況

勤務実績の評定は、地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象に定期評定を実施しています。

2 平成24年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況

(1) 管理職員76名中、上位区分(10356/10000~10130/10000)に決定された者が76名(100.0%)、標準区分(9900/10000)に決定された者が0名(0%)でした。

(2) 管理職員以外の職員

ア 係長級職員595名中、上位区分(10379/10000~10140/10000)に決定された者が595名(100%)、標準区分(9900/10000)に決定された者が0名(0%)でした。

イ 主任主事職員1,615名中、上位区分(10303/10000~10104/10000)に決定された者が1,614名(99.9%)、標準区分(9900/10000)に決定された者が0名(0%)、下位区分(9650/10000~9400/10000)に決定された者が1名(0.1%)でした。

ウ 1級・2級職員777名中、上位区分(10162/10000~10081/10000)に決定された者が777名(100%)、標準区分(10000/10000)に決定された者が0名(0%)でした。

(2) 退職手当(平成 24 年 4 月 1 日現在)

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	24. 25 月分	33. 50 月分	勤続 20 年	23. 50 月分	30. 55 月分
勤続 25 年	32. 50 月分	43. 50 月分	勤続 25 年	33. 50 月分	41. 34 月分
勤続 35 年	49. 75 月分	59. 20 月分	勤続 35 年	47. 50 月分	59. 28 月分
最高限度額	50. 00 月分	59. 20 月分	最高限度額	59. 28 月分	59. 28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1 人当たり平均支給額	5, 534 千円	23, 475 千円	1 人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、23 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 23 年度決算)			2, 501, 995 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 23 年度決算)			697, 129 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
江戸川区	18%	3, 572 人	地域区分により 18%~0%

(注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(4) 特殊勤務手当(平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績(23 年度決算)	67,257 千円		
受給職員 1 人当たり平均支給年額(23 年度決算)	136,424 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23 年度)	13.8%		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所での工事監督又は検査業務に従事	1 日につき 400 円を越えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事	1 台につき 400 円を越えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	1 日につき 450 円を越えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者(準ずるもの)に接触する業務に従事	1 日につき 660 円を越えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	1 日につき 200 円を越えない範囲内
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	1 日につき 700 円を越えない範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23 年度決算)	1,149,300 千円
職員 1 人当たり支給年額(23 年度決算)	320 千円
支給実績(22 年度決算)	1,205,195 千円
職員 1 人当たり支給年額(22 年度決算)	333 千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者	13,700円	異なる	13,000円	251,811千円	181,681円
	配偶者のない場合の第一子	13,700円		11,000円		
	配偶者以外の扶養親族のうち二人まで	5,500円		6,500円		
	その他の扶養親族	5,500円		6,500円		
	16~22歳の子の加算	4,000円		5,000円		
住居手当	扶養親族を有する者	8,800円	異なる	賃貸住宅	221,439千円	99,702円
	扶養親族を有しない者	8,300円		27,000円限度		
通勤手当	交通機関利用者	原則6ヶ月定期券額を支給(55,000円限度)	異なる	運賃等相当額(55,000円限度) 通勤距離に応じて支給	366,063千円	120,494円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給(2,600円~13,000円)				

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	区長	1,096,200円 (1,218,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,242,900円 / 964,800円	
	副区長	879,000円	997,700円 / 772,200円	
報酬	議長	956,000円	956,000円 / 859,000円	
	副議長	807,000円	815,000円 / 751,100円	
	議員	621,100円	623,000円 / 585,200円	
期末手当	区長	(24年度支給割合)	(23年度支給割合)	
	副区長	3.15月	3.15月	
	議長	(24年度支給割合)	(23年度支給割合)	
	副議長	3.30月	3.15月	
	議員			
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	区長	1,218,000円×500/100×4年	24,360,000円	任期満了時
	副区長	879,000円×340/100×4年	11,954,400円	

- (注) 1 区の財政状況を考慮し、支給額を削減しています。
平成13年1月1日から、区長(▲10%)
給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位=人)

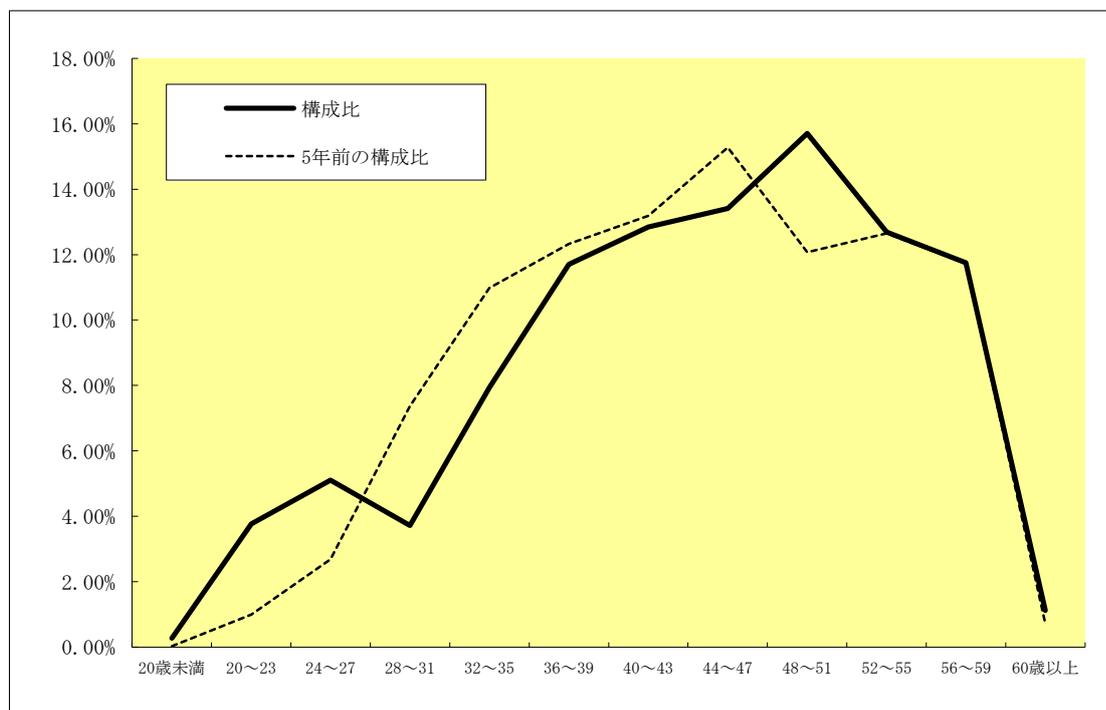
部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 24 年	平成 23 年		
普 通 会 計 部 門	一般行政 部門	議 会	15	15	0	
		総 務	526	522	4	業務増など
		税 務	116	114	2	
		民 生	1,401	1,402	▲1	
		衛 生	505	504	1	
		労 働	8	9	▲1	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	18	19	▲1	
		土 木	439	439	0	
		計	3,035 (140)	3,031 (170)	4 (▲30)	
	特別行政 部門	教 育	538 (53)	559 (61)	▲21 (▲8)	業務の民間委託など
小 計		3,573 (193)	3,590 (231)	▲17 (▲38)		
公営企業等 会計部門	そのほか	171 (9)	167 (3)	4 (6)		
合 計		3,744 (202)	3,757 (234)	▲13 (▲32)		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり「地方公共団体定員管理調査」における報告数値です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の人数で、職員数に含まれていません。

3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	10	141	191	139	297	438	481	502	588	475	440	42	3,744

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,158	3,060	3,045	3,041	3,031	3,035	▲123 (▲3.9%)
教育	721	670	627	576	559	538	▲183 (▲25.4%)
普通会計 計	3,879	3,730	3,672	3,617	3,590	3,573	▲306 (▲7.9%)
公営企業等会計 計	154	160	164	167	167	171	17 (11%)
総合計	4,033	3,890	3,836	3,784	3,757	3,744	▲289 (▲7.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

Ⅲ 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況 (23年度)

1 正規の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤務制度を実施しています。

<代表的な例> 区民課、各事務所、課税課、納税課、
生活援護第一課・第二課・第三課、各図書館など

3 週休日および休日

種別	意義
週休日	労働基準法第35条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られておらず、職員に勤務する義務が課せられていない日
休日	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない次に掲げる日 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日(12月29日～1月3日) ③ 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

4 休暇制度

(1) 制度概要

種 類	意 義	日数など
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的として与えられる休暇	一般会計年度において 20 日 (ただし、再任用短時間勤務職員などは異なります)
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のための必要最小限度の期間 (原則として、日を単位)
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第 65 条に規定する産前産後の休養として与える休暇	妊娠中及び出産後の引き続き 16 週間以内(多胎妊娠の場合は、24 週間)
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続き 7 日以内の範囲において日を単位で 1 回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又は 1 日 60 分以内で、必要と認められる時間
育児時間	生後 1 年 3 月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1 日 2 回それぞれ 45 分を原則 (1 回の最低承認単位は 30 分)
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位として 2 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇：引き続き 7 日以内 忌引き：親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として 7 日以内
夏季休暇	夏季の期間(7/1～9/30)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として 5 日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一般会計年度において、5 日の範囲内で必要と認められる期間

リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として引き続く 3 日以内 (満 53 歳) 日を単位として引き続く 2 日以内 (満 43 歳)
子の看護のための休暇	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において 5 日 (養育する子が 2 人以上の場合は 10 日) 以内
短期の介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護及び必要な世話をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において 5 日 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日) 以内
介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

(2) 年次有給休暇の取得状況 (23 年 4 月～24 年 3 月)

平均取得日数
14.6 日

(3) 病気休暇の取得状況

取得者数
177 人

(4) 介護休暇の取得状況

取得者数
10 人

(5) 育児休業の取得状況

23 年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
男	女	合計	男	女	合計
5 人	49 人	54 人	1 人	69 人	70 人

IV 職員の懲戒および分限処分(病気休職など)の状況 (23 年度)

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

2 職員の分限処分(病気休職など)の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分である。

分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0 人	0 人	80 人	0 人	80 人

V 職員のサービスの状況 (23 年度)

1 サービスの基準

地方公務員法第 30 条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めている。これは、全体の奉仕者としての職員のサービスの根本基準を明らかにしたものであり、憲法第 15 条第 2 項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものである。

2 種類

区 分	内 容
サービスの宣誓	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であることを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若しくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

3 職員の兼業許可の状況

件数
39件 (79人)

主に外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

VI 職員の研修および勤務成績の評定の状況 (23年度)

1 研修の状況

江戸川区実施研修

区分	実施回数	受講者数
新任研修	10回	262人
現任研修	19回	595人
接遇研修	5回	269人
実務研修	2回	153人
特別研修	23回	1,993人
派遣研修	279回	1,308人
職場研修等	29回	1,692人
合計	367回	6,272人

2 勤務成績の評定

(1) 一般職員

業績評定（設定した目標の達成度）と行動評定（職務遂行過程で現れた行動など）の観点から評定を実施しています。

(2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。

Ⅶ 職員の福利厚生制度

1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、短期給付および長期給付事業を行っています。

事業名	内 容
短期給付事業	<p>この事業は、健康保険に該当するもので「法定給付」と「附加給付」等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合の定款で定めて実施しているものです。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付 ② 組合員の休業に関する給付 ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 退職共済年金：生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び 65 歳から受ける本来の退職共済年金とに分けられます。（経過措置があります。） ② 障害共済年金：組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給 ③ 障害一時金：組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給 ④ 遺族共済年金：組合員、元組合員（退職しているが、まだ年金を受給していない方）及び年金受給者が死亡した時に、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族の健康の保持・増進など福祉向上を目的として実施する事業です。特定健診・特定保健指導や人間ドックなどの健康づくり・疾病予防への支援事業、保養施設の運営やその他貸付事業等を行っています。</p>

3 特別区職員互助組合

23区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されています。

事業名	内容
保険関係事業	○団体契約保険(生命保険・損害保険・積立年金保険)、団体取扱保険等
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー等
相談事業	○職員相談室
会員制宿泊施設	○宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・ リフレッシュ事業	○指定店、割引施設等

4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されています。

事業名	内容
給付事業	○弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金等
貸付事業	○生計資金貸付金、住宅資金貸付金
助成事業	○自己啓発助成、クラブ助成、各種大会助成等

Ⅷ 職員の健康管理および制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、サービス向上などのために、制服を貸与しています。

1 職員の健康診断の状況(23年度)

種別	受診者数
定期健康診断	4,561人

2 公務災害の状況(23年度)

内容	認定件数
公務災害	32件
通勤災害	12件

3 制服の貸与状況(23年度)

種別	種類
事務服系	2
作業着系	30
清掃職員安全着	9

平成 23 年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成 23 年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア 受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許	その他
Ⅰ類	事務	有	22 歳以上 28 歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる 22 歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または、これと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園（土木）				
	土木造園（造園）				
	建築				
	機械				
電気					
Ⅰ類	福祉	無	22 歳以上 30 歳未満	社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人	
	衛生監視（衛生）	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	衛生監視（化学）				
Ⅰ類	保健師	無	22 歳以上 40 歳未満	保健師	
	事務	有	18 歳以上 22 歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人
身障（注 1）	事務	有	18 歳以上 28 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている人 特別区の区域内に住所を有する人 自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 通常の勤務時間に対応できる人 活字印刷文による出題に対応できる人 	
経験者 2 級	事務	有	28 歳以上 32 歳未満	民間等での業務従事歴 4 年以上	<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる
	土木造園（土木）			当該職種に 関係する業 務に従事	
	建築				
経験者 3 級 （主任主事Ⅰ）	事務	有	32 歳以上 37 歳未満	民間等での業務従事歴 8 年以上	
	土木造園（土木）			当該職種に 関係する業 務に従事	
	建築				
	機械				
経験者 3 級 （主任主事Ⅱ）	電気				
	事務	有	37 歳以上 46 歳未満	民間等での業務従事歴 13 年以上	<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる
	土木造園（土木）			当該職種に 関係する業 務に従事	
建築					

注 1：身体障害者を対象とする採用選考の略

イ 日 程

区 分	I 類	Ⅲ類	身障選考	経験者
告 示	3 月 9 日	6 月 15 日	8 月 5 日	6 月 15 日
第 1 次試験 (筆記)	5 月 8 日	9 月 11 日	10 月 10 日	9 月 11 日
第 1 次試験 合格発表	6 月 22 日	10 月 17 日	10 月 26 日	10 月 17 日
第 2 次試験 (面接)	7 月 4 日～ 7 月 21 日	10 月 26 日～ 10 月 28 日	11 月 7 日、17 日	10 月 29 日～ 11 月 20 日
最終合格発表	8 月 5 日	11 月 9 日	11 月 24 日	12 月 7 日

ウ 実施状況

(単位：人)

採用区分	職 種 (試験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		23 年度	22 年度	比 較 増△減	23 年度	22 年度	比 較 増△減	23 年度	22 年度	比 較 増△減	
一 類	事 務	17,898	16,758	1,140	14,005	12,852	1,153	1,724	1,524	200	
	土木造園 (土 木)	563	620	△57	363	449	△86	129	78	51	
	土木造園 (造 園)	144	164	△20	107	126	△19	21	28	△7	
	建 築	366	437	△71	284	311	△27	87	74	13	
	機 械	163	140	23	109	93	16	43	35	8	
	電 気	176	193	△17	116	123	△7	44	32	12	
	福 祉	533	610	△77	408	449	△41	54	78	△24	
	衛生監視 (衛 生)	313	309	4	215	224	△9	34	60	△26	
	衛生監視 (化 学)	132	145	△13	70	79	△9	4	3	1	
	保 健 師	433	534	△101	344	434	△90	50	73	△23	
	小 計	20,721	19,910	811	16,021	15,140	881	2,190	1,985	205	
Ⅲ類	事 務	3,584	3,501	83	2,901	2,784	117	233	231	2	
身体障害者を対象 とする採用選考	事 務	61	71	△10	51	60	△9	16	18	△2	
経験者	2 級 職	事 務	1,624	1,628	△4	1,053	1,134	△81	141	170	△29
		土木造園 (土 木)	62	67	△5	34	45	△11	15	15	0
		建 築	68	85	△17	44	59	△15	20	18	2
		小 計	1,754	1,780	△26	1,131	1,238	△107	176	203	△27
	3 級 職 (主任主事Ⅰ)	事 務	1,564	1,918	△354	1,075	1,327	△252	44	51	△7
		土木造園 (土木)	109	151	△42	78	108	△30	16	13	3
		建 築	89	133	△44	58	89	△31	12	13	△1
		機 械	16	23	△7	15	20	△5	3	3	0
		電 気	20	21	△1	15	14	1	4	6	△2
		小 計	1,798	2,246	△448	1,241	1,558	△317	79	86	△7
	3 級 職 (主任主事Ⅱ)	事 務	1,570	1,825	△255	1,032	1,136	△104	8	9	△1
		土木造園 (土木)	180	—	180	122	—	122	4	—	4
		建 築	114	152	△38	73	99	△26	3	4	△1
		小 計	1,864	1,977	△113	1,227	1,235	△8	15	13	2
	合 計		29,782	29,485	297	22,572	22,015	557	2,709	2,536	173

(2) 採用選考等

平成23年度人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 医療専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	0人

イ 一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	0人
係長職	0人
総括係長	0人
課長級	0人
統括課長	0人
部長級	0人

(3) 管理職選考

ア 受験資格等

○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成24年3月末日現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－翌年度に受験資格を満たす人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成24年3月末日現在、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の人。

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ 実施状況（合格者決定）

○ I 類（全部及び免除受験方式）及び II 類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減
I 類	事務	386	431	△ 45	173	180	△ 7	78	80	△ 2	20.2	18.6	1.6
	技術 I	64	59	5	18	20	△ 2	11	13	△ 2	17.2	22.0	△ 4.8
	技術 II	18	21	△ 3	12	14	△ 2	10	13	△ 3	55.6	61.9	△ 6.3
	技術 III	36	34	2	9	11	△ 2	6	7	△ 1	16.7	20.6	△ 3.9
	技術計	118	114	4	39	45	△ 6	27	33	△ 6	22.9	28.9	△ 6.0
	小計	504	545	△ 41	212	225	△ 13	105	113	△ 8	20.8	20.7	0.1
II 類	事務	123	147	△ 24	92	103	△ 11	46	47	△ 1	37.4	32.0	5.4
	技術	21	24	△ 3	10	11	△ 1	10	11	△ 1	47.6	45.8	1.8
	小計	144	171	△ 27	102	114	△ 12	56	58	△ 2	38.9	33.9	5.0
	合計	648	716	△ 68	314	339	△ 25	161	171	△ 10	24.8	23.9	0.9

○ I 類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減
I 類 (全部)	事務	271	351	△ 80	93	119	△ 26	47	57	△ 10	17.3	16.2	1.1
	技術 I	53	51	2	12	16	△ 4	5	10	△ 5	9.4	19.6	△ 10.2
	技術 II	14	15	△ 1	8	8	0	6	7	△ 1	42.9	46.7	△ 3.8
	技術 III	25	27	△ 2	2	6	△ 4	2	4	△ 2	8.0	14.8	△ 6.8
	技術計	92	93	△ 1	22	30	△ 8	13	21	△ 8	14.1	22.6	△ 8.5
	合計	363	444	△ 81	115	149	△ 34	60	78	△ 18	16.5	17.6	△ 1.1

○ I 類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減
I 類 (免除)	事務	115	80	35	80	61	19	31	23	8	27.0	28.8	△ 1.8
	技術 I	11	8	3	6	4	2	6	3	3	54.5	37.5	17.0
	技術 II	4	6	△ 2	4	6	△ 2	4	6	△ 2	100.0	100.0	0.0
	技術 III	11	7	4	7	5	2	4	3	1	36.4	42.9	△ 6.5
	技術計	26	21	5	17	15	2	14	12	2	53.8	57.1	△ 3.3
	合計	141	101	40	97	76	21	45	35	10	31.9	34.7	△ 2.8

ウ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

選考区分	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
事務	372	224	105	43	70	38	14	18	18.8	17.0	13.3	41.9
技術 I	86	48	31	7	14	8	3	3	16.3	16.7	9.7	42.9
技術 II	29	8	14	7	5	2	1	2	17.2	25.0	7.1	28.6
技術 III	41	23	9	9	6	4	0	2	14.6	17.4	0.0	22.2
技術計	156	79	54	23	25	14	4	7	16.0	17.7	7.4	30.4
計	528	303	159	66	95	52	18	25	18.0			

(注) 1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち不合格となった人。

3 分割とは、分割の受験方式で受験した人。

4 前倒しとは、前倒しの受験方式で受験した人。

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

(4) 特例転職選考

ア 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成 24 年 3 月末日現在、年齢満 55 歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

(選考方法) 筆記考査 (択一式問題・作文)、勤務評定

イ 実施状況

(単位：人、%)

			有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	合格者数	合格率
区分	職種	職務	A	B	B/A	C	C/B	d	d/C
業務系	業務	一般業務	24	1	4.2	1	100.0	0	0.0
技能系 (異種職務従事者)	技能Ⅰ	介護指導	24	12	50.0	10	83.3	8	80.0
	技能Ⅱ	電話交換	2	1	50.0	0	0.0	-	-
		警備	2	0	0.0	-	-	-	-
		作業Ⅰ	14	3	21.4	3	100.0	1	33.3
	技能Ⅲ	調理	43	43	100.0	42	97.7	33	78.6
		用務	26	16	61.5	15	93.8	11	73.3
		作業Ⅱ	17	10	58.8	9	90.0	7	77.8
	技能Ⅳ	家庭奉仕	6	2	33.3	1	50.0	0	0.0
	技能系計			134	87	64.9	80	92.0	60
合計			158	88	55.7	81	92.0	60	74.1

(注) 技能Ⅴ、Ⅵは有資格者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第3項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成23年は、10月28日に各特別区の議会及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年の勧告のポイント〕

◇ 月例給与は3年連続の引下げ改定、特別給は改定なし

1 月例給与

○職員給与が民間給与を上回っており、公民較差（△842円、△0.20%）を解消するため、給料表の引下げ改定

○原則すべての級及び号給について引下げ改定

- ・任用資格基準を考慮し一部の号給は、給料月額引下げを緩和
- ・初任給据置きにより、I類初任給までの号給等については改定なし

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

○民間の特別給（賞与）の支給割合とおおむね均衡しているため改定なし（現行3.95月）

◎職員の平均年間給与は、約△1万3千円（△0.2%）

職員の給与に関する報告（意見）・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 民間給与実態調査の内容（平成23年4月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ事業所規模50以上の事業所
事業所数	特別区内の942民間事業所を実地調査（調査完了804事業所）

2 職員給与等実態調査の内容（平成23年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
60,272人	30,725人	416,772円	43.6歳

3 公民比較の結果

○月例給与

民間従業員	職員	差
415,930円	416,772円	△842円（△0.20%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
3.94 月分	3.95 月分	△0.01 月分

II 改定の内容

1 給料表

- ・ 公民較差の解消のため、給料月額を引下げ改定
- ・ I 類初任給までの号給等の給料月額は据置き
- ・ 医療職給料表(一)は、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし

2 行政職給料表(一)の初任給

- ・ I 類(大学卒程度)、III 類(高校卒程度)ともに据置き

(参考1) 較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△714 円	—	△128 円	△842 円

(参考2) 改定による平均年間給与の減少額(公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6,713 千円	約 6,700 千円	約△13 千円(△0.2%)

(参考3) モデルケースによる試算

○ケース1 係員(1級29号給、25歳)

扶養手当：無、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
222,116 円	222,116 円	0 円	3,510 千円	3,510 千円	0 千円

○ケース2 係長(4級61号給、40歳)

扶養手当：配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
450,592 円	449,766 円	△826 円	7,266 千円	7,253 千円	△13 千円

○ケース3 課長(6級69号給、45歳)

扶養手当：配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
635,498 円	634,554 円	△944 円	10,213 千円	10,197 千円	△16 千円

○ケース4 部長（8級55号給、50歳）

扶養手当：配偶者、子2人（内教育加算1人）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
759,044円	757,982円	△1,062円	12,297千円	12,278千円	△19千円

3 実施時期等

- ・給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・平成23年4月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において平成22年の勧告に準じ、所要の調整を実施。ただし、医療職給料表(一)が適用されている職員については、引下げ改定が行われなかったため、所要の調整は行わないことが適当

III 給与制度の検証・検討

1 昇給制度・勤勉手当制度

- ・昇給制度については、今後より一層職員の勤務成績が反映されるように運用していくことが重要
- ・勤勉手当制度において、一部の区では依然として勤務成績が的確に反映されていない状況。来年度より扶養手当相当額が成績率の原資となることから、各区とも原資を効果的に活用できるよう、適宜運用の見直しを行うことが必要

2 職務・職責が的確に反映された給与

- ・給料表の一部級間の重複度合いが大きいことが、給与水準差を不明確とする要因となっているため、今後この状況を踏まえての見直しが必要

IV 区費負担の学校教育職員の給与制度

- ・東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

I 人事制度の整備

1 有為な人材の確保

(1) I類採用試験における取組み

- ・受験希望者への意向調査等を通じて、特別区の強みや弱みを把握するとともに、採用フォーラム等の機会を捉え「特別区の魅力」や「区の魅力」をアピールするなど、次代を担う有為な人材確保に向けた取組を強化

(2) 経験者採用試験制度の改正

- ・経験者採用試験について、任命権者が受験資格要件の緩和を検討する中、区政を推進していく職員を的確に確保していくため、能力実証方法を改正

2 人材の育成

- ・区民の信託に応えていくためには、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度を基礎として、職員一人ひとりの能力開発を不断に進めていくことが不可欠

(1) 昇任意欲の醸成

- ・「昇任に関する意識調査」結果を詳細に分析するとともに、各区の先進的な取組みのフィードバックを目的とした「昇任意欲醸成のための取組指針」（仮称）を作成

(2) 昇任制度の改正の検討

- ・昇任選考を通じて人材を計画的に育成する観点から、管理職選考における受験方式の一部改正を検討
- ・係長職昇任選考は、各区がそれぞれの人事戦略に合わせて、求める係長職を選抜することができるよう、任命権者の裁量を広げる方向で検討

3 高齢期雇用への対処

- ・高齢期雇用に係る諸問題の検討にあたり、組織活力の維持・向上の視点や、培った知識や経験、技術を次代に継承するため高齢職員の活用の視点に留意
- ・検討にあたっては、高齢期の職員の働き方だけでなく、採用から退職までの人事・給与制度全体のあり方を検証
- ・公的年金の支給開始年齢の引上げは目前に迫っており、任命権者とともに国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、早急に特別区職員の実態を踏まえて検討

II 勤務環境の整備

1 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・職業生活と家庭生活の両立を支援する育児休業など各種制度のより一層の定着のため、任命権者は、制度の認知度向上に努めるとともに、管理職員を中心に職員が制度を利用しやすい職場づくりを推進

2 超過勤務の縮減等

- ・任命権者は超過勤務の縮減のため、実態について調査・分析し、その発生要因を明らかにした上で、全庁的な視点から新たな対策の検討も必要
- ・適切な年次有給休暇の取得は、職員の健康の保持・増進を図るとともに、仕事の質や組織活力の向上につながる効果があるため、任命権者においては、全ての職員が等しく休暇を取得できる勤務環境の整備に取り組むことが必要

3 メンタルヘルスの推進

- ・任命権者においては、引き続きメンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見に努めるとともに、適切な職場復帰支援を行い、再発防止に心掛けていくことが必要

III 公務員倫理の確立

- ・任命権者は、不祥事発生を防ぐ組織づくりへ向けた不断の取組みが必要であり、また、管理職員は、非違行為の防止につながる職場環境を作り上げることが重要
- ・任命権者は職員に対する研修の実施や、組織としての情報管理体制を整えることにより、個人情報情報の適正管理を実施

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 23 年度中における江戸川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	23 年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	0	1	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 23 年度中における江戸川区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	23 年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

問い合わせ先
江戸川区役所 総務部職員課人事係
電話：03-5662-1002